



本資料は、経営力向上計画の策定に関し、石油卸売業・燃料小売業の皆様に関係する内容をまとめたものです。

申請手続きや支援措置の内容全般については、中小企業庁作成の「経営力向上計画策定の手引き」、「税制措置・金融支援活用の手引き」を必ずご参照いただきますようお願いいたします。

「石油卸売業・燃料小売業の指針」に基づく経営力向上計画を策定される皆様へ

経営力向上計画策定の手引き

中小企業庁
平成29年11月6日版
※本手引きは予告なく修正される
ことがありますので、必ず中小企
業庁ホームページに掲載されてい
る最新版をご確認ください。

- 中小企業等経営強化法 -
経営力向上計画
策定の手引き

目次	
1. 経営力向上計画の概要	2. 手続き方法
(1) 制度の概要・・・P.1	(1) 経営力向上計画の策定・・・P.4
(2) 制度利用のポイント・・・P.1	申請様式の記載方法
(3) 制度利用の流れ・・・P.2	(2) 経営力向上計画の申請・・・P.7
(4) 中小企業者等の範囲・・・P.3	(3) 変更申請・・・P.8
3. よくあるご質問 ・・・P.9	
4. ホームページ・問い合わせ先 ・・・P.11	

経営強化法

税制措置・金融支援活用の手引き

中小企業庁
平成29年11月22日版
※本手引きは予告なく修正される
ことがありますので、必ず中小企
業庁ホームページに掲載されてい
る最新版をご確認ください。

中小企業等経営強化法に基づく
税制措置・金融支援
活用の手引き
(平成29年度税制改正対応版)

目次	
1. はじめに	2. 中小企業経営強化税制
中小企業等経営強化法に基づく 支援措置・・・P.1	(1) 制度の概要・・・P.7
	(2) 適用手続き・・・P.8
	A類型：生産性向上設備・・・P.8
	B類型：収益強化設備・・・P.10
2. 税制措置	3. 金融支援
① 固定資産税の特例	(1) 各種金融支援の概要・・・P.13
(1) 制度の概要・・・P.2	(2) 適用手続き・・・P.15
(2) 適用手続き・・・P.4	
	4. ホームページ・問い合わせ先 ・・・P.15

検索

石油卸売業・燃料小売業における指針に係る 経営力向上計画申請手続き

(1) 申請にあたって

- 「石油卸売業・燃料小売業」は、日本標準産業分類上の以下を指しますので、自社がいずれかに該当していることを事前にご確認ください。

日本標準産業分類関係部分

53 建築材料、鉱物・金属材料 卸売業 5331 石油卸売業	60 その他の小売業 6051 ガソリンスタンド	60 その他の小売業 6052 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
--------------------------------------	-----------------------------	---------------------------------------

※主として石油類を卸売する事業所をいう。

※計量器付の給油ポンプを備え、主として自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及び液化石油ガス（LPG）を小売する事業所をいう。

※主として灯油、プロパンガス、石炭、まきなどの燃料を小売する事業所をいう。

- なお、本指針に基づく計画申請ができる事業者は、上記に分類される事業を行う事業者のうち、品確法の登録又は備蓄法の届出を行った事業者です。
- 経営力向上計画は、資本金10億円以下又は従業員数2,000人以下の会社又は個人事業主等が申請することができます。
- 支援措置によって適用対象者の規模や要件、事前に必要な手続き（取得予定設備に関する証明書等）が異なりますのでご注意ください。詳細は中小企業庁作成の「[税制措置・金融支援活用の手引き](#)」をご参照ください。
- 経営力向上の目標や内容は、6ページ以降に掲載されている「石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針」を踏まえて作成する必要があります。計画を作成する前にそちらをご参照ください。
- 計画策定に当たっては、認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や士業、地域金融機関）の支援を受けることができます。

(2) 申請様式の記載方法

経営力向上計画申請書の入手方法

- 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>



様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

平成○年○月○日

〇〇経済産業局長 殿

住 所 ●●県××市△△1-3-1
 名 称 及 び 株式会社METI
 代表者の氏名 代表取締役 中小太郎 印

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

- 石油卸売業・燃料小売業の提出先は、各地域の経済産業局になります。
- また、官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。

- <申請者名>は、氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、実印としてください。
- 共同申請の場合は、代表となる1社（者）について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載し、押印してください。

(別紙)
経営力向上計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称	株式会社METI
代表者名(事業者が法人の場合)	代表取締役 中小 太郎
資本金又は出資の額	2,000万円
常時使用する従業員の数	20人
法人番号	XXXXXXXXXXXXXX

2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野	60 その他の小売業 6051 ガソリンスタンド	事業分野別指針名	石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針
------	-----------------------------	----------	---------------------------

3 実施時期
平成30年4月～平成33年3月

4 現状認識

① 自社の事業概要	昭和〇〇年に創業の〇〇県内にセルフ〇店舗、フル〇店舗を運営するガソリンスタンド(以下、「SS」という)。直近の平成29年度の従業員数は〇〇人であり、石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針の中規模企業に該当。
② 自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	近隣住民、企業を顧客としており、地域に根ざしたSSとして経営。当社の強みは、〇〇〇〇、弱みは〇〇〇〇である。 競合する店舗は国道〇号線沿いに〇〇店舗があり競争が激化するとともに、近くに新たな住宅街ができ、消費者のニーズも以下のとおり変化しつつある。 ①ガソリン車だけでなく、HVなどの次世代自動車のユーザーも来店するようになり、新たな整備の需要が発生している。 ②石油製品の販売以外の付加価値やサービスなど、自動車に関する総合的なサービスの提供が求められている。
③ 自社の経営状況	当社の近年の経営指標を見ると、来客数、売上げとも減少傾向にある。これは近隣の競合店舗の拡大による影響と考えられる。 (近年の当社の経営指標の推移)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
来客数	〇〇万人	〇〇万人	〇〇万人
売上げ	〇〇,〇億円	〇〇,〇億円	〇〇,〇億円
客単価	〇〇〇〇円/人	〇〇〇〇円/人	〇〇〇〇円/人

来客数については急激な改善は望めないため、石油製品の販売以外の付加価値を高めることで客単価を上げ、売上増加につなげていきたい。そのため、次世代自動車を整備できる人材の育成・確保や、洗車、タイヤ販売、車検といった油外販売による経営の多角化を図る必要がある。

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状(数値)	B 計画終了時の目標(数値)	伸び率((B-A)/A)(%)
労働生産性	6,930千円	7,000千円	1%

<1 名称等>
 ▶ 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号(13桁)が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

<2 事業分野と事業分野別指針名>
 ▶ 「事業分野」欄の記載については、計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する**中分類(2桁)**と**細分類(4桁)コードと項目名**を記載して下さい(以下、参照)。複数の分野にまたがる計画の場合、列記してください。

日本標準産業分類関係部分		
53 建築材料、鉱物・金属材料卸売業	60 その他の小売業	60 その他の小売業
5331 石油卸売業	6051 ガソリンスタンド	6052 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)

▶ 「事業分野別指針名」欄は、「石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針」と記載してください。

<3 実施時期>
 ▶ 計画開始の月から起算して、①3年(36ヶ月)、②4年(48ヶ月)、③5年(60ヶ月)のいずれかの期間を設定して記載してください。
 ▶ **計画の遡及申請は2ヶ月を限度とします。(8. 経営力向上設備等の取得は実施期間内に行われる必要があります。)**

<4 現状認識>
 ▶ ①欄は、自社の事業等について記載してください。また、事業分野別指針において、「6 経営力向上の内容」について、自社がどの規模に該当するかを記載してください。
 ▶ ②欄は、自社の強み・弱みや顧客の数、主力取引先企業の推移、市場の状況等を記載してください。
 ▶ ③欄は、自社の経営状況の推移やそれを踏まえた能力・改善可能性に応じて可能な範囲で分析し、記載してください。上記の分析ツール「ローカルベンチマーク」等をご活用ください。

<5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標>
 ▶ 指標の種類を「労働生産性、売上高経常利益率、付加価値額」から一つ選んでください。
 ▶ 原則として、「A 現状」は計画開始直前の決算(実績)、「B 計画終了時の目標」は計画終了直前決算(目標)を元に計算してください。
 ▶ 「A 現状」について、決算一期を経ていない場合は合理的な計算方法で現状値を求めてください。
 ▶ 伸び率の計算式の分母Aは絶対値です。
 ▶ **指標の実施時期に対する各指標の目標数値は左図をご確認ください。**

指標の計算

- 労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量 (労働者数又は労働者数 × 1人当たり年間就業時間)
- 売上高経常利益率 = (営業利益 - 営業外費用(※)) ÷ 売上高
- 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

※ 支払利息、新株発行費等であり、本業と関連性の低い有価証券売却益、賃料収入等は含まない。

実施時期に対する各指標の目標数値

指標/実施時期	5年	4年	3年
労働生産性	2%以上	1.5%以上	1%以上
売上高経常利益率	5%以上	4%以上	3%以上
付加価値額	2%以上	1.5%以上	1%以上

6 経営力向上の内容		
事業分野別指針の該当箇所	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動への該当 (該当する場合は○)
ア	【人材の育成】 SSに求められる新たなビジネスモデルへの転換を目的として、SSのカーライフサービス拠点機能の向上を図るため、石油組合が主催する板金リペア、コーティング、中古車検定の研修会に当社従業員全○人中○人を参加させ、燃料油販売以外の油外収益拡大につながる人材を育成し、顧客へのサービス拡大を行うことで収益の拡大を図る。	○
イ	【経営の多角化】 燃料油販売が減少傾向にある中で、当社の新たな収益の柱とするため自動車販売の事業を開始する。具体的には、〇〇社が提供する中古車販売システムを導入し、当社SSで自動車販売を行う。また、中古車販売を行うことにより、当社が従来から提供している洗車や車検、軽整備といったサービスとの相乗効果を図り、油外収益の拡大を図る。	○
ウ	【高性能な設備の導入】 新型の門型洗車機を導入することで、従来の機器よりも洗浄・乾燥機能が向上し、年間平均〇〇〇台の処理台数から〇〇台の増加を図る。また、従来機種に比べ〇〇%の省エネルギー化につながる。 加えて、ペーパー回収型計量機を導入することで、年間〇〇%の欠減率低下と従来機種に比べ〇〇%の省エネルギー化につながる。	

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法			
実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
ア	従業員研修・セミナー参加費用		0
イ	経営の多角化	自己資金	1,000
ウ	経営力向上設備購入費	融資	17,153

8 経営力向上設備等の種類				
実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称/型式	所在地
1	ウ H30.5	国・国A・国B	門型自動車洗車機 / KBT型	●●県××市
2	ウ H30.8	国・国A・国B	計量機/サニーDX TAB36621 WVMBDT	●●県××市
3		国・国A・国B		

設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)	証明書等の文書番号等
1 機械装置	5,184	1	5,184	0335935811
2 機械装置	11,969	1	11,969	20171109
3				

設備等の種類別 小計	設備等の種類	数量	金額(千円)
	機械装置	2	17,153
	器具備品	0	0
	工具	0	0
	建物附属設備	0	0
ソフトウェア	0	0	
合計		2	17,153

- 各番号の設備の情報を続けて記載してください。
- 「設備等の種類」欄には、各設備の減価償却資産の種類を記載してください。
- 「証明書等の文書番号等」欄には、添付する①工業会等の証明書の整理番号、②経済産業局の確認書の文書番号を記載してください。
- ※ ①②両方を添付している場合、両方の番号を記載してください(固定資産税特例と国税B類型の利用を想定している場合)。
- 「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類毎に数量、金額の小計を記載してください。

<6 経営力向上の内容>

「事業分野別指針の該当箇所」欄は、石油卸売業・燃料小売業に係る指針における「第3 経営力向上の内容に関する事項」のどの部分に該当しているか記載してください。なお、実施事項数は規模別の項目数(以下参照)が必要となります。

		小規模事業者	中規模事業者	中堅事業者
従業員数	石油卸売業	～5人	6～100人	101人～
	燃料小売業	～5人	6～50人	51人～
記載が必要な項目数	合計	1項目以上	2項目以上	3項目以上
	指針の該当箇所	1～イ～四口から1項目以上	1～イ～四口から2項目以上	1～イ～四口から3項目以上
		※1五イから六八に掲げる事項にも取り組むことを推奨	又は 1～イ～四口から1項目以上かつ1五イ～六八から1項目以上	又は 1～イ～四口から2項目以上かつ1五イ～六八から1項目以上

- 「実施事項」欄は、経営力向上のために取り組む内容を取組ごとに具体的に記載してください。新事業活動に該当する場合は、その理由を具体的に記載してください。
- 「新事業活動への該当」欄は、新事業活動(自社における新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供など)となる取組に該当する場合には○を付けてください。

<7 経営力向上計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法>

- 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号(ア、イ、ウ…)を記載してください。
- 「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。
- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

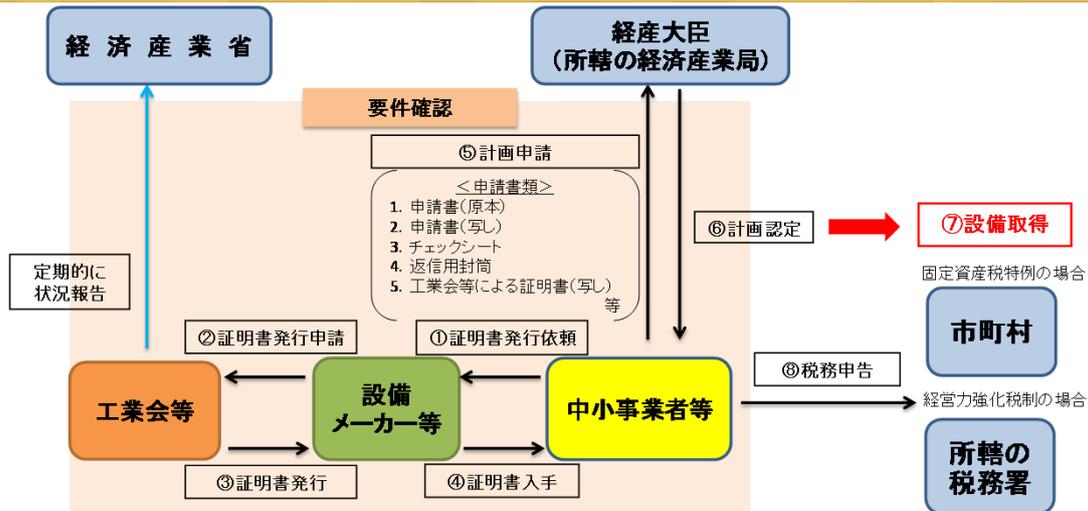
<8 経営力向上設備等の種類>

- 税制措置を活用する場合、この欄に記載します。
- 「取得年月」欄には、設備取得予定年月を記載して下さい。
- 「利用を想定している支援措置」欄には、想定している措置(固定資産税特例、国税A類型、国税B類型)に○を付けてください。
- 「所在地」欄には、当該設備の設置予定地(都道府県名・市区町村名)を記載してください。
- ※ 同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる場合には、列を分けて記載してください。

申請の流れ

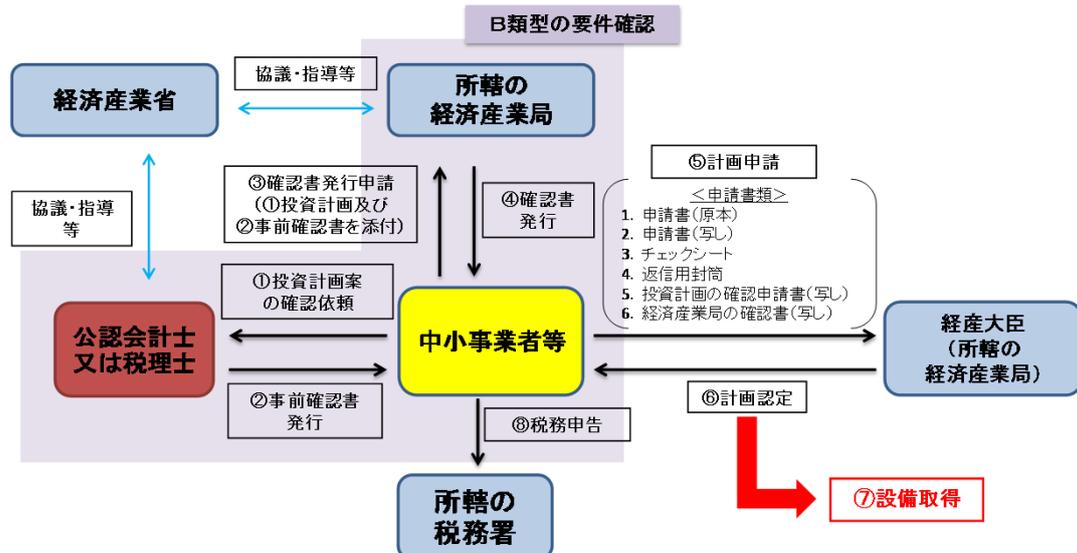
- 取得予定の設備について、固定資産税の軽減措置や中小企業経営強化税制（即時償却等）を利用する場合は、経営力向上計画の申請前に「工業会等による証明書」「経済産業局による確認書」が必要となります。
- 「税制措置・金融支援活用の手引き」を参照の上、手続きをお願いします。

固定資産税の軽減措置・中小企業経営強化税制A類型を利用する場合



- 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→工業会等による証明書について）
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

中小企業経営強化税制B類型を利用する場合



- 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→経済産業局による確認書について）
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo.html>

具体的な申請先と申請方法

- 経営力向上計画の申請先については、所在する地域の地方経済産業局となります。

申請書の宛名	申請先	(管轄地域)
北海道経済産業局長	○北海道経済産業局 中小企業課 住所：〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 電話番号(直通)：011-709-3140	北海道
東北経済産業局長	○東北経済産業局 経営支援課 住所：〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(B棟) 電話番号(直通)：022-221-4806	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局長	○関東経済産業局 中小企業課 住所：〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 電話番号(直通)：048-600-0338	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨 県、長野県、静岡県
中部経済産業局長	○中部経済産業局 経営力向上室 住所：〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 電湾場号(直通)：052-951-0253	岐阜県、愛知県、三重県
中部経済産業局長	○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 産業課 住所：〒930-0856 富山県富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎3階 電話番号(直通)：076-432-5401	富山県、石川県
近畿経済産業局長	○近畿経済産業局 創業・経営支援課 住所：〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 電話番号(直通)：06-6966-6036	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国経済産業局長	○中国経済産業局 経営支援課 住所：〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 電話番号(直通)：082-244-5658	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国経済産業局長	○四国経済産業局 新事業促進室 住所：〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 電話番号(直通)：087-811-8562	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州経済産業局長	○九州経済産業局 中小企業課 住所：〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話番号(直通)：092-482-5592,5593	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合事務局長	○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課 住所：〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 電話番号(直通)：098-866-1755	沖縄県

- 申請方法は、上記の窓口への提出、郵送が可能です。
また、電子申請も可能です。
電子申請を活用される方は、下記URLをご確認ください。

<http://qq1q.biz/uRiM>

※電子申請については、申請書に不備がない場合、受理から概ね25日以内に認定されます。

(参考)
石油卸売業・燃料小売業に係る
経営力向上に関する指針

第1 現状認識

人口減少・少子高齢化や自動車の燃費改善等に伴い、ガソリンをはじめとする石油製品の需要は減少している。ガソリン販売量は、平成16年度の61,476千KLと比較して平成28年度には52,645千KLまで減少（約14%減）している。更に、今後、電気自動車等の次世代自動車（以下「EV等」という。）の普及が見込まれることから、石油製品の需要の更なる減少が予想されている。こうした中で、石油卸売業・燃料小売業全体の平成28年度における売上高は約14.5兆円であり、平成6年度における売上高（約30.8兆円）と比較して約16.3兆円減少（約53%減）している。ガソリン等の石油製品を販売するサービスステーション（以下、「SS」という。）数に関しても、平成6年度末の60,421箇所と比較して平成28年度末では約半分の31,467箇所まで減少（約48%減）している。現存するSSのうち、約98%が中小企業であり、また、運営するSSが1箇所である企業は全体の約71.5%を占める。

こうした厳しい経営環境下において、SSを維持し、地域のエネルギーの安定供給を確保するためには、SS自身が足下の経営を見つめ直し、顧客接点を有するという特徴を活かした新たなサービスの開発や配送の合理化等を進めることでSSの経営基盤の安定化や生産性の向上を図ることが必要となっている。更には、EV等の普及、IoTの進展、カーシェアリングの普及等の技術革新や経済社会の変化によってSSのビジネスモデルが大きく左右される可能性があり、こうした状況にも対応できる強固で柔軟な経営基盤を確保していくことが求められる。

第2 経営力向上の実施方法に関する事項

1 計画期間

計画期間は3年から5年までとする。

2 経営指標

支援に当たっての判断基準は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成17年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号。以下「基本方針」という。）第4と同様に、「労働生産性」を基本とする。

ただし、石油製品の需要の減少が見込まれ、販売競争が激化する石油卸売業・燃料小売業においては、SSにおける人材・設備等への継続的な投資を行うため、投資の原資を確保する観点から売上高経常利益率を高めることも重要である。また、SSにおける取引の安定性を確保し、将来の利益率向上を図るためには、高度人材の獲得等の人材への投資や品質管理の徹底に努め、自社の付加価値額を高めることも重要である。このため、支援に当たっての判断基準については、次に掲げる指標のうちいずれかとする。

なお、地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれも用いることができることとする。

一 労働生産性

労働生産性について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が2%以上のものを求める。計画期間が4年間の場合は1.5%以上、計画期間が3年間の場合は1%以上の目標を求める。

注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数に一人あたり年間就業時間を乗じたもの。）で除したものである。

二 売上高経常利益率

売上高経常利益率について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が5%以上のものを求める。計画期間が4年間の場合は4%以上、計画期間が3年間の場合は3%以上の目標を求める。

注) 経常利益の算出に当たっては、営業利益から、資金調達に係る営業外の費用（支払利息、新株発行費等）を控除したものであるとして、本業と関連性の低い営業外の収益（有価証券売却益、賃料収入等）は含まないものとする。

三 付加価値額

付加価値額について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が2%以上のものを求める。計画期間が4年間の場合は1.5%以上、計画期間が3年間の場合は1%以上の目標を求める。

注) 付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計とする。

第3 経営力向上の内容に関する事項

1の一から六までに掲げる事項を、2の表の上欄に掲げる事業者の規模に応じ、同表下欄に掲げるところにより、実施することとする。

1 実施内容

一 人材育成の強化等に関する事項

イ 人材の育成

EV等の普及をはじめとした外部環境の変化に対応するため、自社内での教育の実施に加え、従業員を石油精製元売会社、設備メーカー又は都道府県石油商業組合（以下「組合」という。）が開催する研修・セミナーへ参加させ、従業員の育成を図る。

ロ 優良人材の確保

廃止したSSの元従業員等の即戦力となる人材を確保・活用する。

ハ 従業員満足度の向上

職場環境の整備、待遇の改善、休暇取得の柔軟性向上、成果報酬の見直し、残業時間の削減等により、従業員の満足度を向上させ、人材の確保を図る。

二 財務管理に関する事項

イ 費用の効率化

燃料油、油外（燃料油以外）、兼業といった部門ごとの収益の把握といった方法によるコストの可視化、いわゆるPDCAサイクルの徹底、マニュアルの作成による業務の実施方法の標準化等を図ることにより費用の効率化を図る。

ロ 適正な仕入価格の確保

石油精製元売会社が石油製品の価格算定に用いる、石油精製元売会社とSS間における一般的なフォーミュラによって算定した価格によって取引を行う等により、適正な価格による仕入れを行う。

三 営業活動の強化に関する事項

イ 顧客分析による新たな商品・サービスの提供

走行量調査や入店率調査等による潜在的需要の把握等を通じて各顧客に対応した商品・サービスを提供し、又は継続的に改善することにより、販売数量、油外収益、顧客満足度の向上を図る。

ロ 経営の多角化

自動車関連事業への進出など、SSの特性を活かした経営の多角化により油外収益の確保を通じて経営力強化を図る。

ハ 官公需受注の取組の促進

組合を構成するSSによる地域でのネットワーク性を活用し、組合による官公需の受注に係る運動を推進する。

二 他業界における優良事例の導入

POSシステムの情報等を利用して消費者の情報を収集・分析し需要の多様化等に適応する等、他の卸売・小売業界で見られる優良な取組等を導入する。

四 IT等の利用による経営能率の向上に関する事項

イ データベース構築の推進

財務、会計、人事、給与管理等に、一般に販売されている業務用ソフトウェア又はクラウドサービス等の標準的なシステムを導入する、又は顧客管理システムや需要動向等データベースを構築する等により、管理部門における業務の効率化を推進する。

□ 決裁手続きの電子化の推進

組合による官公需の受注等を推進するため、決裁手続きの電子化を進める等の取組を推進する。

五 災害対応力強化に関する事項

イ 自家発電機の導入等による災害対応力強化

自家発電機の導入や防災訓練、研修会への参加等により災害対応力を強化する。あわせて、こうした取組を通じて官公需受注機会の拡大、地域住民の信頼性向上を図る。

□ 災害発生時における連携強化

災害発生時における避難所等の重要施設への燃料供給や電力会社所有の電源車への燃料供給に関する自治体や他業界との連携体制の構築を図る。

六 その他経営力向上に関する事項

イ 高性能な設備の導入

既存の設備と比べて高効率な空調、照明機器、洗車機、POS、計量機等を導入し、エネルギー効率の向上及び省力化を推進する。

□ 設備の共同利用

設備を事業者間で共同利用・共同購入することにより、設備の回転率向上を図る。

ハ 配送の合理化

複数事業者による共同出資会社や有限責任事業組合（LLP）を設立するなど、配送の合理化の実現により、灯油等の石油製品の配送コストの削減を推進する。

2 規模別の整理

小規模（石油卸売業・燃料小売業：従業員数5名以下）	1ーイから四ロまでに掲げる事項のうち1項目以上 注）右記に加え、1五イから六ハに掲げる事項にも取り組むことを推奨する。
中規模（石油卸売業：従業員数6人以上100人以下、燃料小売業：従業員数6人以上50人以下）	1ーイから四ロまでに掲げる事項のうち2項目以上 又は 1ーイから四ロまでに掲げる事項のうち1項目以上かつ1五イから六ハに掲げる事項のうち1項目以上
中堅（石油卸売業：101人以上、燃料小売業：51人以上）	1ーイから四ロまでに掲げる事項のうち3項目以上 又は 1ーイから四ロまでに掲げる事項のうち2項目以上かつ1五イから六ハに掲げる事項のうち1項目以上

第4 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営向上の促進に当たって配慮すべき事項
基本方針第4の3に定めるところによる。

第5 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項
基本方針第5の4に定めるところによる。

第6 適用範囲

本指針の適用範囲は、日本標準産業分類の細分類5331石油卸売業、6051ガソリンスタンド及び6052燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）に分類される事業を行う事業者のうち、揮発油等の品質の確保に関する法律（昭和51年11月25日法律第88号）第3条の登録を受けた事業者又は石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）第27条第1項の規定により届出を行った事業者とする。

ホームページ・問い合わせ先

- [経営強化法による支援](#)（中小企業庁HP）
経営力向上計画に関する情報をまとめております。

経営強化法

検索

経営力向上計画

検索

- 経営力向上計画申請手続きについて

[「経営力向上計画策定の手引き」](#)

検索

経営力向上計画相談窓口 TEL: 03-3501-1957（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

※ 個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせにはご対応しかねます。

※ 申請者や、その支援機関以外の方のお問い合わせはご遠慮ください。

- 中小企業等経営強化法に基づく税制措置について

[「税制措置・金融支援活用の手引き」](#)

検索

相談窓口（軽減税率対応講師派遣・中小企業税制相談窓口）

TEL: 03-6744-6601（平日9:00-17:00）

- [工業会等による証明書について](#)（中小企業庁HP）

工業会証明書

検索

- [経済産業局による確認書について](#)（中小企業庁HP）

経産局確認書

検索

- 石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針について
資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

TEL: 03-3501-1320（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）